

会 議 案 第 号

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び大津市議会委員会
条例（平成26年条例第3号）第21条の規定により、次のとおり提出します。

令和6年 月 日

大 津 市 議 会 議 長
幸 光 正 嗣 様

提 出 者

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（議員報酬からの控除） 第5条 議員報酬は、議員の申出により、次に定めるものについて、当該議員の議員報酬から控除することができる。 (1)～(3) 一略一 <u>(4) 議員が使用するタブレット型端末（議会が指定するものに限る。）の通信に係る経費のうち議員が個人で負担する経費</u>	（議員報酬からの控除） 第5条 議員報酬は、議員の申出により、次に定めるものについて、当該議員の議員報酬から控除することができる。 (1)～(3) 一略一

附 則

この条例は、令和6年11月1日から施行する。

（提案理由）

令和6年10月31日限り、タブレット型端末に係る議会の指定を廃止するため、所要の改正を行うもの